

## 詳細設計と施工を一体として発注する受注希望型競争入札試行要領

(平成15年7月22日付け15監技第100号)

(最終改正：平成25年7月19日付 25建政技第126号)

### (趣旨)

第1 この要領は、県が発注する受注希望型競争入札のうち、製造業者や施工業者の設計技術、施工方法に委ねるため、詳細設計と施工を一体として発注する入札方式（以下「詳細設計付き工事入札」という。）に関する公告、提出書類及び審査手続を以下のとおり定める。

### (入札の公告)

第2 発注機関の長は、対象工事を詳細設計付き工事入札に付するときは、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領の定めによる他、以下の事項を公告するものとする。

- (1) 入札参加者が、契約人となった場合に行うべき詳細設計等に関する事項
- (2) 入札参加者が、入札時に提出する書類
- (3) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

2 第1項の公告は、公告例（様式1-1及び様式1-2）の追加事項により行うものとする。

### (詳細設計等に関する事項)

第3 契約人は、契約後、工事の着手に先立ち次に掲げる手順により詳細設計等を実施するものとする。

- (1) 詳細設計等を担当する技術者（以下「設計技術者」という。）は、設計業務の経験を有する者であり、それを証する以下の書類を提出し、発注機関の長の承認を得ること。

なお、設計技術者と工事の主任技術者は兼務できる。

- ア 設計技術者の氏名、生年月日、資格、設計業務歴等を記した書類
- イ 設計技術者の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書類
- ウ 設計業務を補助する技術者の書類（ア、イと同様）
- エ 詳細設計に関する工程表

- (2) 詳細設計等の成果として提出する書類は、次の書類とする。

- ア 施工に必要な全ての詳細設計図
- イ 詳細設計の根拠となる設計計算書、構造計算書
- ウ 数量計算書
- エ 積算内訳書等（明細書、単価表まで含む）
- オ 積算の根拠や内訳書等の説明に必要な資料
- カ 全ての下請負人の商号、代表者名、住所が記載された書類
- キ 全ての下請負人の作成した見積書
- ク 建設業法第24条の7に規定する記載事項等を満たした施工体制台帳、施工体系図

- (3) 発注機関の長は、契約人から提出された（2）の詳細設計等の成果について、中間検査を実施し、適正と認めた場合はこれを承認する。

- (4) （3）の詳細設計等の成果についての中間検査に当たっては、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日付け15会検第1号）第10条第1項の規定にかかわらず成績評定は行わない。

- (5) 契約人は、（3）の発注機関の承認を受けた後に工事に着手できる。

#### (入札時に提出する書類)

第4 入札参加者は、入札書と共に次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 工事費内訳書に添付する「詳細設計に係る費用の見積」

なお、工事費と詳細設計費用の合計額は、入札額と一致すること。

(2) 設計技術者が入札参加者の会社と直接かつ恒常的な雇用関係を有し、設計業務の経験を有することを証する書類

なお、契約後に設計技術者を病気等合理的な理由を除いて、変更することはできない。

ア 設計技術者の氏名、生年月日、資格、設計業務歴等を記した書類

イ 設計技術者の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書類

ウ 設計業務を補助する技術者を設ける場合は、ア、イに準じる書類

(3) 入札公告に示す工期内に、詳細設計と工事施工が完了することを証する予定工程表

#### (入札時に提出する書類の審査)

第5 発注機関の長は、入札公告に示す入札時に提出する書類について、最低価格入札者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、最低価格入札者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

#### (詳細設計等の帰属)

第6 契約人が提出した詳細設計等の権利は、当該工事に関する部分については、発注機関に属するものとする。

なお、契約人が他の工事でその成果を使用することを妨げない。

#### (詳細設計に基づく契約変更)

第7 入札公告した基本的な工事仕様や性能等に変更がない限り、詳細設計の成果に基づく内容であっても直ちに契約変更の対象とはならない。

2 契約人の責により生じた詳細設計等の訂正や工事の修補等の費用は、契約人が負担する。

#### (入札の無効及び契約の解除)

第8 要領第4に定める書類を提出しない者が入札した入札書は無効とする。

2 内訳書等を確認する資料の内容に不備があると認められた者が入札した入札書は無効とする。

3 発注機関の長は、契約人が実施した詳細設計が入札時の仕様や条件を満たさない場合は、必要な改善を求めるとともに、やむを得ないと判断する場合は契約を解除できる。

#### (低入札価格調査)

第9 本要領に基づく建設工事は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」の対象としない。

#### (その他)

第10 この要領に定めのない事項は、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領の定めるところによる。

なお、重複する事項については、本要領が優先する。

#### 附 則

本要領は、平成15年7月22日から施行する。

附 則

本要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成25年8月1日から施行する。